



別紙様式第1号 (第3関係)

平成31年 1月 4日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

質問者 三橋 和史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
市政運営について 1、奈良県文化会館の耐震問題について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>県民等の生命に関わる奈良県立奈良高等学校の深刻な耐震問題については、再三にわたって指摘してきたところであるが、今般、奈良市登大路町地内に存する奈良県文化会館について、施設の構造耐震指標 I_s 値が 0.16 と非常に低く、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく危険性が高い状況にあり、国の定める 0.6 以上とする基準はおろか、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされている基準をさらに大幅に下回っている水準であることが発覚した。</p> <p>市立小中学校及び市立一条高等学校における諸行事等に際しても同施設を使用している現状に鑑み、市としては即時に使用を控える措置を講じるとともに、耐震改修促進法により保護を目指すべき法益が侵害され得べき状態を是正するため、履行期限を付して、奈良県に対して直ちに行政指導等を行うべきであると考え、市長及び市教育委員会の認識及び今後の対応方針について回答されたい。</p>	市長 及び 教育長



<p>2、市立中学校における進路指導等に資する情報の開示について</p>	<p>県民や関係者から異論や反対意見が相次ぐ「県立高等学校適正化実施計画」によって、市内中学校に在学する中学生の進路選択の場面においても看過することのできない重大な混乱が生じていることは重ねて指摘してきたところである。</p> <p>私の求めに応じて市教育委員会は既に意向調査の実施等によって一定の情報開示を行ったことについては評価するものであるが、中学生やその保護者等からは進路選択に資するための情報は未だに著しく不足しているとの意見が多く寄せられ続けている。また、通学する学校や担当教員によって取得することのできる情報量や内容に格差が生じている実態も見受けられる。</p> <p>進路選択は次代を担う子どもたち各々の人生を左右する重大な事柄であり、県であるか市であるかを問わず、行政の怠慢や失敗を彼らに帰責することは断じて許されない。</p> <p>進路選択に資するためのさらなる情報提供に全力を傾注するよう求めるものであるが、市教育委員会の今後の対応方針及び実施を予定する具体策について回答されたい。</p>	<p>教育長</p>
--------------------------------------	---	------------

<p>3、救急車及びドクターカーのETC利用について</p>	<p>緊急車両の赤信号交差点への進入時の徐行による通過時間の延伸の解消、交通事故の防止、現場到着時間などの短縮の成果が報告されている現場急行支援システム（FAST）については、私の求めに応じて消防局は既に奈良県警察と協議を開始しており、その取組については高く評価する。</p> <p>一方で、私の調査によると、消防局所属の一部の救急車及びドクターカーについて、高速道路を使って患者を搬送する場合、自動料金収受システム（ETC）レーンを通すことができず、有人料金所の車列に並ばなければならない状況にあることが判明した。救命のために一刻を争い、重症患者を搬送し、又は現場に急行しなければならない場合もあり、昨今におけるETCの普及率を踏まえても現在の状況は改善すべきである。</p> <p>高速道路を使って患者を搬送する場合においてETCレーンを通すことができるよう、関係機関と協議の上、全ての救急車及びドクターカーに車載器を搭載するなど必要な措置を講じるべきであると考えている。</p> <p>消防局長の認識及び今後の対応方針について回答されたい。</p>	<p>消防局長</p>
--------------------------------	---	-------------

<p>受付日</p>	<p>平成31年 / 月 4 日</p>
<p>送付日</p>	<p>平成31年 / 月 4 日</p>